

山口県報

平成22年
8月20日
(金曜日)

目次

告示
東和都市計画下水道事業の認可(都市計画課)
公告

被災者生活再建支援法の政令で定める自然災害(厚政課)

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)

基本測量の実施(監理課)

公共測量の実施(監理課)

公共測量の実施の終了(監理課)

雑報

県報の正誤(平成二十二年八月六日山口県公告(二六八))

山口県告示第二百九十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、東和都市計画下水道事業を次のとおり認可した。

平成二十二年八月二十日

山口県知事 二井 関成

一 施行者の名称

周防大島町

二 都市計画事業の種類及び名称

東和都市計画下水道事業周防大島町公共下水道

三 事業施行期間

平成二十二年八月二十日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

大島郡周防大島町大字平野

(二七四) 被災者生活再建支援法の政令で定める自然災害

平成二十二年七月十五日の大雨により発生した次の区域に係る災害は、被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)第二条第二号の政令で定める自然災害に該当します。

平成二十二年八月二十日

山口県知事 二井 関成

山陽小野田市の区域

(二七五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十二年四月九日山口県公告(一〇〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十二年八月二十日から同年九月二十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年八月二十日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザ・モール周南、星プラザ

所在地 下松市中央町二一番三号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二七六) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省
 国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十二年八月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 作業の種類

基本測量(国土調査及び確定測量に伴う基準点測量)

二 作業の地域

下関市、山口市、萩市、防府市、下松市、長門市及び山陽小野田市

三 作業の期間

平成二十二年九月六日から平成二十三年二月二十八日まで

(二七七) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条
 第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局宇部港湾事務所長から次のとおり公
 測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十二年八月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 作業の種類

公共測量(二級基準点測量及び三級基準点測量)

二 作業の地域

岩国市三角町

三 作業の期間

平成二十二年八月九日から同年十一月三十日まで

一 作業の種類

公共測量(二級基準点測量)

二 作業の地域

岩国市三角町

三 作業の期間

平成二十二年八月二十日印刷
 平成二十二年八月二十日発行

発行人 山口県庁
 山口県知事

平成二十二年八月十六日から同年十一月十五日まで

(二七八) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条
 第二項の規定により、中国四国防衛局長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の
 通知がありました。

平成二十二年八月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 作業の種類

公共測量(用地測量)

二 作業の地域

岩国市三角町

三 作業の期間

平成二十二年六月三日から同年七月三十日まで



正 誤

平成二十二年八月六日山口県公告(二六八)(大規模小売店舗立地法第五条第一項の
 規定による届出)

ページ	段	行	誤	正
五	下	左から 八	同年十二月二十七日	同年十二月六日